

株 主 各 位

第 109 期定時株主総会および普通株主様による
種類株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第 109 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

・ 招集通知の詳細

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第 18 条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.saikyobank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社 西京銀行

招集通知における第 2 号議案「定款一部変更の件」につきまして、記載を省略しております「優先株式の内容」(現行定款第 13 条の 2、変更案第 13 条。現行定款第 13 条の 3、変更案第 13 条の 2。招集通知 16 頁～17 頁)の詳細は以下のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式)</p> <p>第 13 条の 2 当銀行の発行する第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式(以下、本条において、「優先株式」という。)の内容は次のとおりとする。</p> <p>(優先配当金の額)</p> <p>1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下、本条において、「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下、本条において、「優先登録株式質権者」といい、優先株主とあわせて「優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者(以下、「普通株主等」という。)に先立ち、各優先株式1株当たり、当該優先株式の払込金額相当額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出される額の金銭(以下、本条において、「優先配当金」という。)を支払う。ただし、配当年率は 10.00%を上限とする。</p> <p>(非累積条項)</p>	<p>(第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式および第七種優先株式)</p> <p>第 13 条 当銀行の発行する第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式および第七種優先株式(以下、本条において、「優先株式」という。)の内容は次のとおりとする。</p> <p>(優先配当金の額)</p> <p>1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下、本条において、「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下、本条において、「優先登録株式質権者」といい、優先株主とあわせて「優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」という。)に先立ち、各優先株式1株当たり、当該優先株式の払込金額相当額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出される額の金銭(以下、本条において、「優先配当金」という。)を支払う。ただし、配当年率は 10.00%を上限とする。</p> <p>(以下現行どおり)</p>

2. ある事業年度において優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. 優先株主等に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

4. (1) 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、各優先株式1株につき、当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえ、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を支払う。

(2) 優先株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

5. 優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会)

6. 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、各優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(金銭を対価とする取得条項(強制償還))

7. 当銀行は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来した

ときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、当該優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を各優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が各優先株式の一部を取得する場合は、あん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(普通株式を対価とする取得条項(一斉取得))

8. 当銀行は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない当該優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各当該優先株主に対し、その有する優先株式数に当該優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を当銀行の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細(交付すべき普通株式数の上限の算定方法を含む。)は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。各優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(株式の併合または分割、株式無償割当て等)

9. (1) 当銀行は、定款により制限を受ける場合

<p>を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(2) 当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>	
<p>(優先順位) 第 13 条の <u>3</u> 当銀行の発行する優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(優先順位) 第 13 条の <u>2</u> (現行どおり)</p>